

平成 19 年 11 月 7 日

第 30 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. アゾキシストロビン

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

平成 19 年 10 月 2 日に魚介類に対する残留農薬基準設定に係る食品健康影響評価について意見聴取がなされた。

なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

アゾキシストロビン投与による影響は、主に体重増加量、血液及び胆管に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量 18.2 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.18 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

2. イミベンコナゾール

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 19 年 3 月 5 日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第 6 回確認評価第三部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

イミベンコナゾール投与による影響は、主に肝臓及び脾臓に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。また、著明な母体毒性が認められる用量を除けば催奇形性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、マウスを用いた 18 カ月間発がん性試験の 0.98 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0098 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

3. ピラフルフェンエチル

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、農

薬取締法に基づく適用拡大申請（だいず、えだまめ及び茶等）に係る意見聴取と併せて、平成19年3月5日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第8回確認評価第一部会においてADIが決定した。

（3）評価の概要

ピラフルフェンエチル投与による影響は主に肝臓及び腎臓に認められた。

繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、マウスに肝細胞腺腫の軽度な増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものではないと考えられ、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の17.2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.17 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。

4．フルトラニル

（1）用途

殺菌剤

（2）審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、平成19年8月28日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第6回確認評価第三部会においてADIが決定した。

なお、平成15年7月1日に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価に係る意見聴取もなされている。

（3）評価の概要

フルトラニル投与による影響は、主に肝臓に認められた。

発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の8.7 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.087 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。